

海外調査研究結果

◎ イギリス

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 原則禁止されている (ただし、10歳未満である場合や道路標識によって歩道通行が認められている場合を除く。)

(通行箇所)

- ・ 車道を通行するか、自転車道等を走行するかは利用者の自由。 車道を走行する場合は車道の左側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 着用義務は課せられていない。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ 10歳～11歳を対象に、ロールプレイ等を通じた自転車の安全利用に関する教育プログラムを提供しており、警察職員が指導者として本プログラムに携わっている。
- ・ 自転車競技や自転車を用いたアクティビティに関わる自転車愛好家が集うコミュニティと協力し、自転車の高速走行に伴う危険性等について紹介している。

(警察以外によるもの)

- ・ 義務教育のカリキュラムに交通安全教育は盛り込まれていないが、多くの学校において、カリキュラムの一部に交通安全や交通ルールに関する教育が取り入れられている。
- ・ 政府、事故予防協会、自転車関連団体等が連携して実施している「Bike Ability」という国家プログラムがあり、各自治体や学校において取り入れられている。プログラム内のトレーニングはレベルによって分かれており、学校において認定試験が行われている。合格するとレベルに応じたバッジがもらえる仕組みとなっている。
- ・ 道路の安全を考えることを目的とした「THINK Campaign」を実施しており、法改正の内容をはじめ、飲酒運転、シートベルト着用、携帯電話使用等、各回ごとにテーマを設定し、約10年間にわたって実施している。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 取締りは10歳以上が対象。刑事責任を問うことのできる年齢に合わせている。
- ・ 軽微な交通違反は「違反」とされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官等によって渡される固定罰則通知には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、罰金額の増額等がなされる可能性がある。

◎ フランス

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 原則禁止されている（ただし、8歳未満である場合や自転車歩道通行可の標識がある場合を除く。）。

(通行箇所)

- ・ 自転車道等の通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道等がない場合は車道の右側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 12歳未満に着用義務が課せられている。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ 街中に自転車の交通ルールを示した巨大広告を掲示したり、テレビ・コマーシャルを活用した広報啓発、市民団体へ資金を提供しての交通安全イベントの実施等により、交通ルールの周知を図っている。

(警察以外によるもの)

- ・ 義務教育のカリキュラムに盛り込まれているわけではないが、小学校の卒業時（11歳）までに自転車に関する交通ルールを身に付けてもらうことを目的に、教師や市民団体等によるプログラムが設けられている。交通ルールに関する試験や実技走行に関する試験があり、合格者には認定証が与えられる。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 取締りの対象年齢はなく、全ての年齢が取締りの対象となる。こどもの場合は、その両親に対して違反に関する書類が届く。
- ・ 大半の交通違反は比較的軽微とされる「違反」とみなされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官等によって渡される違反通知書には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、支払いが遅くなればなるほど罰金が加算されていき、裁判所の判決により、最終的には財産の差押えがなされる可能性がある。

◎ ドイツ

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 原則禁止されている（ただし、10歳以下である場合（8歳以下は歩道通行が義務、9～10歳は歩道通行を推奨）や道路標識によって歩道通行が認められている場合を除く。）。
- ※ 8歳以下が歩道を通行する場合は、その保護者1名も歩道通行が可能。

(通行箇所)

- ・ 自転車道等の自転車通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道等がない場合は車道の右側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 着用義務は課せられていない。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ 警察官が学校に赴き、小学校1～4年生に対して交通ルールを教えている。
- ・ 高齢者に対する交通安全教育を専門的に行う「交通安全担当員」がおり、関連団体とも連携しながら教育を実施している。

(警察以外によるもの)

- ・ 国民に交通ルールを遵守してもらうため、民間団体とともに学校の教育方法についての検討や、各種広報啓発活動に力を入れている。
- ・ 小学校4年生が自転車の交通ルールに関する試験を受けることになっている。試験に合格しなくても自転車に乗ることはできるが、周りの友達と楽しく交通ルールを学ぶ機会となっており、また、保護者がこどもの交通ルールの習熟度を知ることができる。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 自動車運転免許の交通違反点数制度が適用され、法令上は自転車の交通違反をした免許保有者は点数が加算される可能性があるが、実際に加算されることはほとんどない。
- ・ 取締りは14歳以上が対象。刑事責任を問うことのできる年齢に合わせている。
- ・ 大半の交通違反は比較的軽微とされる「交通規則違反」とみなされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官等によって渡される警告料通知書には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、罰金額の増額等がなされ、最終的には財産の差押えがなされる可能性がある。

◎ イタリア

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 原則禁止されている（ただし、自治体によって例外的に認められている場合を除く。）。

(通行箇所)

- ・ 自転車道等の自転車通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道がない場合は車道の右側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 着用義務は課せられていない。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ 交通法規の周知に関する「イカロ」と呼ばれるキャンペーンを23年間継続して実施している。学校で実施することを義務付けているわけではないが、多くの学校が取り入れている。教育の実施主体は交通安全教育に係る専門的なレクチャーを受けた警察職員である。

(警察以外によるもの)

- ・ 交通省、内務省及び教育省が合同で「Edustrada」という小・中学校の先生向けの教材を作成しており、専用のポータルサイトで公開している。教師はそれらの教材を活用し、学校の道徳等の時間で交通安全教育を実施している。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 取締りは18歳以上が対象。刑事責任を問うことのできる年齢に合わせている。
- ・ 軽微な交通違反は「民事違反」とされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察から送付される交通違反通知には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、延滞金や手数料が加算され、最終的には財産の差押えがなされる可能性がある。

◎ オランダ

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 禁止されている。

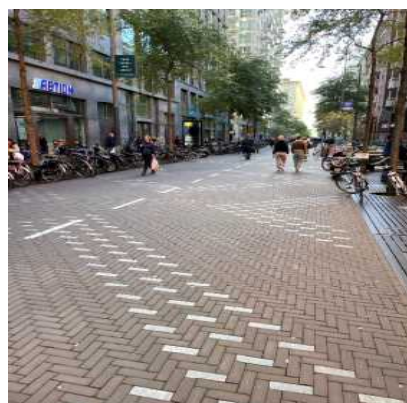
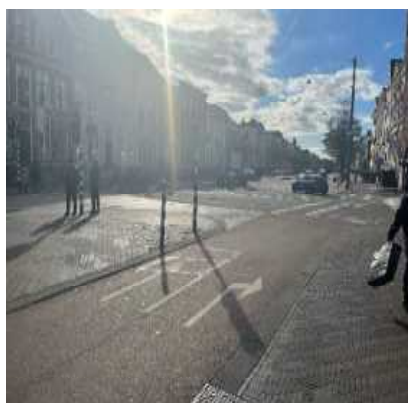
(通行箇所)

- ・ 自転車道等の通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道等がない場合には車道の右側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 着用義務は課せられていない。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ EU内や国内の交通安全に係るキャンペーンが年間で合計10週間程度実施されており、メディアやソーシャルメディアを巻き込んで広く周知を図っている。

(警察以外によるもの)

- ・ 内容や時間は学校ごとに異なるが、初等教育（5歳～12歳）の義務教育のカリキュラムに交通安全に関することが盛り込まれている。
- ・ オランダ交通安全協会（VVN）が小学校7、8年生に対して全国検定を実施しており、多くの学校が取り入れている。法的な意味合いを持つものではないが、合格すると合格書証をもらうことができる。
- ・ VVNは0～12歳までとその保護者に、チームロードは12歳～23歳に、自転車連盟は高齢者にと、関連団体ごとにターゲットとする年齢層に対する交通安全活動を行っている。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 自動車運転免許の交通違反点数制度が適用され、法令上は自転車の交通違反をした免許保有者は点数が加算される可能性があるが、実際に加算されることはほとんどない。
- ・ 取締りは12歳以上が対象。12歳以上であれば、脳が自分の行動の原因や結果を認識できるとの専門家の分析結果に基づき判断している。ただし、12歳から16歳までのこどもについては、罰金額が半額となる。
- ・ 大半の交通違反は比較的軽微とされる中央罰金徴収機関による「行政制裁」とみなされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察から送付される交通違反通知書には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず異議申立てを行うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、収入制限、財産没収等がなされる可能性があるが、自転車の軽微な違反がそこまで至るケースはない。

◎ デンマーク

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 原則禁止されている（ただし、標識によって歩道通行が認められている場合を除く。）。

(通行箇所)

- ・ 自転車道等の通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道等がない場合には車道の右側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 着用義務は課せられていない。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ 警察官が小学校へ赴いて自転車の交通安全教育を行っている。その際、児童が自分の自転車に適切な装備が備わっているか警察官とチェックリストを用いて確認することになっており、帰宅後にチェックリストを保護者に見せることで保護者にも関心を持ってもらうことができる。
- ・ 小学校4年生が自転車の交通ルールに関する試験を受けることになっている。試験に合格しなくても自転車に乗ることはできるが、試験に合格しようと交通ルール等の習得に取り組む児童が多い。

(警察以外によるもの)

- ・ サイクリスト協会等は年齢層に応じたキャンペーンに取り組んでおり、例えば、4歳未満の未就学児に対しては、「自転車の乗り方を習得して初めて交通安全に注意を向けることができる」との考えのもと、安全教育よりも自転車の乗り方を学ぶ機会や自転車の楽しさを感じてもらうためのキャンペーンを実施している。
- ・ 自転車よりも自動車が起こした結果生じる被害の方が大きいとの理由から、自動車の運転免許証取得時に、自転車のルール等について学ぶカリキュラムが充実している。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 取締りは15歳以上が対象。刑事責任を問うことのできる年齢に合わせている。
- ・ 大半の交通違反は比較的軽微とされる「違反」とみなされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官等によって渡される罰金通知には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、罰金額の増額等がなされ、最終的には財産の差押えがなされる可能性がある。

◎ アメリカ（カリフォルニア州）

○ 通行環境・交通ルール関係

（歩道通行）

- ・ 禁止されていない（ただし、自治体によって明確に禁止されている場合を除く。）。

（通行箇所）

- ・ 自転車道等の通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道等がない場合には車道の右側を通行しなくてはならない（ただし、自動車のドアの開閉等の危険を避ける必要がある場合を除く。）。

（ヘルメット）

- ・ 18歳未満に着用義務が課せられている。

（通行空間の整備例）



○ 安全教育関係

（警察によるもの）

- ・ カリフォルニア・ハイウェイ・パトロール（CHP）と州交通安全局（OTS）が協力し、毎年9月に一般市民への交通安全教育と交通安全意識向上のためのキャンペーンを実施している。

（警察以外によるもの）

- ・ 州交通安全局（OTS）は、非営利組織や自転車連合が実施する小学生・中学生を対象とした自転車講習、児童・生徒主導の安全プロジェクト等を内容とした教育プログラムに資金を提供しており、プログラムの中では、自転車の基本的な扱い方、交通法規、正しいヘルメットの着用方法等が盛り込まれている。
- ・ 中学生・高校生に対しては、義務教育のカリキュラムに「運転教育」が盛り込まれており、自転車の安全運転に関する教育も含まれている（近年、州の予算削減により、運転教育の授業が多くの学区において中止となったが、代替措置として、自動車教習所で運転免許証を取得する前に運転教育を受けることが必須条件となっている。）。

○ 違反処理等の在り方関係

（違反処理に係る制度）

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 大半の交通違反は比較的軽微とされる「違反」とみなされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官によって渡される交通違反切符には対応期限が設定されており、違反者

は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。

- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、追加の罰金の科刑、出廷義務違反での訴追等がなされる可能性があるが、自転車の軽微な違反がそこまで至るケースはない。

(その他)

- ・ 自動車と同様、自転車違反者に対する「自転車交通学校プログラム」があり、これを受講すると、罰金の減額又は免除がなされることがある。

◎ アメリカ（ニューヨーク州）

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 各歩道を管理する市や自治体によって異なるが、ニューヨーク市においては原則禁止されている（ただし、12歳未満である場合、標識によって歩道通行が認められている場合又は自転車道等の自転車通行空間がない場合を除く。）。

(通行箇所)

- ・ 自転車道等の自転車通行空間がある場合は当該通行空間を通行する。自転車道等がない場合には車道の右側を通行しなくてはならない。

(ヘルメット)

- ・ 14歳未満に着用義務が課せられている。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ 2022年に、運転免許取得前の研修に「歩行者及び自転車の安全教育」を義務化する法律が制定され、自動車の運転者に対して自転車等に関する注意喚起を行っている。
- ・ メディアを活用した広報啓発のほか、毎月、地域住民への自転車用ヘルメットの配付や自転車安全通行に関する活動を行うとともに、学校を訪問し、こどもに対する交通安全教育を行っている。
- ・ 違反者に対して、違反項目を記載したフライヤー（簡単な図で交通ルールが記載された冊子）を配付して交通ルールの周知を図っている。

(警察以外によるもの)

- ・ 小～高校生に対しては、義務教育のカリキュラムに「自転車及び歩行者の交通安全教育」が盛り込まれており、各地域の学校当局が内容を計画している。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 大半の交通違反は比較的軽微とされる「違反」とみなされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官等によって渡される交通違反切符には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、追加の罰金の科刑、出廷義務違反での訴追等がなされる可能性がある。

◎ アメリカ（ミシガン州）

○ 通行環境・交通ルール関係

(歩道通行)

- ・ 禁止されていない（ただし、自治体によって歩行者で混み合う箇所の通行を禁止している場合を除く。）。歩道では歩行者が優先され、後ろから追い抜く際にはベルや声で合図をするなど、歩行者への配慮が求められる。

(通行箇所)

- ・ 原則として車道の右側を通行しなくてはならない。以前はバイクレーンの通行が義務付けられていたが、州法が改正されバイクレーンの進行は任意となった経緯がある。

(ヘルメット)

- ・ 着用義務は課せられていない。

(通行空間の整備例)



○ 安全教育関係

(警察によるもの)

- ・ ミシガン州から認定を受けた自動車教習所において、自動車運転者に対して自転車等のルール等に関する安全教育を設けることが義務付けられている。具体的には、自転車等に関する法律を学ぶ時間を1時間以上確保しなくてはならず、これにより、安全運転に対する意識付けを行っている。
- ・ フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等のソーシャルメディアやラジオ、YouTube、公共交通機関における広告の掲載等により、自動車・自転車の運転

者や歩行者に交通ルールの遵守等を周知している。

- ・ ミシガン州警察では毎年、5歳～12歳までのこどもとその保護者を対象とした「Bike with a Cop」というイベントを実施し、警察官と一緒に自転車に乗ったりすることを通じて交通ルールを学ばせている。

(警察以外によるもの)

- ・ 義務教育のカリキュラムに交通安全教育は盛り込まれていないが、関係団体が学校を訪問し、こども達に実践的な自転車の走行練習を実施したり、安全に自転車通学をするための教育プログラムを提供している。
- ・ 毎年5月が国の全国自転車月間であることから、州運輸省、関係財団、非営利団体、地域団体等が主体となり、5月の特定日を「Bike and Roll to School Day」と定め、州内の何千人もの学生が参加する大規模な交通安全イベントを実施している。

○ 違反処理等の在り方関係

(違反処理に係る制度)

- ・ 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。
- ・ 交通違反点数制度は適用されない。
- ・ 軽微な交通違反は「民事違反」とされ、刑事手続とは異なる手続による金銭的な制裁の対象（日本における「交通反則通告制度」に類似）となる。
- ・ 警察官によって渡される交通違反切符には対応期限が設定されており、違反者は、違反を認めて罰金（日本における「反則金」に類似）を支払うか、裁判で説明した上で違反を認めて罰金を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能。罰金を支払えばその時点で手続は終了する。
- ・ 期限までに対応しなかった場合には、裁判所の判決により、追加費用の請求、出廷義務違反での訴追等がなされる可能性がある。

以上